

警備員指導教育責任者講習（1号及び4号）の対象者、添付書類等について

警備員指導教育責任者講習（1号及び4号）の対象者は、申込日において、次の表アからオまでのいずれかの要件に該当するもの（警備員指導教育責任者講習（4号）については、アの要件に該当する者のみとする。）である。

事前申出により受講予定者となった者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真を貼付したもの）にいずれかの要件に該当することを疎明する書類を添付して提出すること。

要件に該当すること疎明できなければ、講習を受講できない。

	要 件	添付書類
ア	最近5年間に受講しようとする区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第3条第1号に該当）	1 履歴書 2 受講しようとする区分に係る警備業務従事していた（いる）ことを証明する警備業者作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。別記書式例第1）
イ	1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者 （講習規則第3条第2号に該当）	施設警備業務1級又は空港保安警備業務1級の合格証明書の写し
ウ	2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、その交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの （講習規則第3条第3号に該当）	1 施設警備業務2級又は空港保安警備業務2級の合格証明書の写し 2 警備業務従事証明書
エ	旧1級検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者 （講習規則第3条第4号に該当）	常駐警備1級又は空港保安警備1級の検定合格証の写し
オ	旧2級検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員で、合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの （講習規則第3条第4号に該当）	1 常駐警備2級又は空港保安警備2級の検定合格証の写し 2 警備業務従事証明書

備考

- 1 追加取得講習（1号）又は追加取得講習（4号）を受講しようとする者は、表アからオまでのいずれかの要件に該当する者であることを疎明する書面のほか、受講しようとする区分の警備業務以外の警備業務に係る講習を受講し、修了したことを疎明す

る書面（警備員指導教育責任者講習修了証明書又は警備員指導教育責任者資格者証）の写しを添付すること。

- 2 警備業者が廃業している等により警備業務従事証明書の発行が受けられず、受講しようとする区分の警備業務に従事した期間が不足している場合にあつては誓約書（別記書式例第2）及び履歴書を添付すること（事前申出（電話受付）のときに担当者の確認を受けていること）。
- 3 表エ及びオの要件にある「旧1級検定」及び「旧2級検定」とは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項により規定する検定をいう。